「この地域の水道管の洗浄にまわっています」と強引に電話等で勧誘

悪質な訪問販売にご注意ください!!

最近、家庭への訪問販売による給水管の清掃に関する相談が急増していま

す。<u>市が直接、給水管の清掃作業をおこなったり、業者に委託したりするこ</u> とはありません。

不審に思われたときは、職員証等の提示を求めるか、水道総務課にお問い 合わせください。

富田林市上下水道部水道総務課=電話:0721-25-1000内線251 【事例】

- ① 「○○の者ですが、この地域の水道管の洗浄作業にまわっています。水道管 1 本だけは無料サービス」とか、「お試し価格」といって、電話で強引に勧誘し、洗浄作業が終わった後に、高額な料金を請求する。
- ② 「清掃の必要はない」と断っているのに、強引に作業をする。

なお、一戸建ての場合、給水管や蛇口などの器具は各家庭のもので、維持管理の責任も 各家庭にあるため市がその部分の清掃を業者に委託することはありません。集合住宅の場 合で、賃貸の場合なら貸主や管理会社、分譲であれば管理組合が給水管の管理をすること になっています。

また、清掃をした後に、浄水器を売りつけたり、白あり駆除や床下関連の工事を勧誘するケースもあるようです。悪質な手口が多発していますのでご注意ください。

富田林市の水道水は水質基準をみたしており 安心してご使用いただけます。

| | | | | | | 回覧 |
|--|--|--|--|--|--|----|
| | | | | | | 見 |